

仕様書

件名	ボイラー等整備清掃役務	作成年月日	令和 7年 4月 日
		所属	久留米駐屯地業務隊管理科
		作成者	防衛技官 近藤 真也

1 件名：ボイラー等整備清掃役務

2 場所：福岡県久留米市国分町100番地 陸上自衛隊久留米駐屯地

3 概要：炉筒煙管ボイラー洗缶及びストレージタンク（128号、217号、170号）の整備清掃を実施する。

4 一般事項

- (1) 本役務の工事写真は、カメラ(カラー)又はデジタルカメラを使用し、作業前・中・(各工程毎)・後・及び材料等監督官の指示する箇所を撮影し、工所用アルバム(A列4番)に整理の上1部を監督官に提出する。
- (2) 役務中、他の施設等に損害を与えないよう十分に注意し作業するものとする。
万一損害を与えた場合は、監督官に報告するとともに請負業者の責任において速やかに復旧するものとする。
- (3) 本役務実施にあたっては、火災予防及び事故防止に留意するとともに当駐屯地諸規則を遵守し実施するものとする。
- (4) 本仕様書に記載無き事項でも、役務完了に必要な事項は請負業者の責任において実施するものとする。
- (5) 仕様書及び役務内容に疑義を生じた場合は、監督官と協議した後実施するものとする。
- (6) 本役務に使用する電気及び水は請負業者側が準備するものとする。やむを得ず官側の電気、水を使用せざるを得ない場合は事前に監督官側と協議した後、所定の手続き等を実施し使用するものとする。使用に要した費用については、請負業者側の負担とする。

5 特記事項

- (1) ボイラーの洗缶及びストレージタンク整備清掃は、適正な工具等を使用し本体に損傷を与えないように注意して作業するものとする。
- (2) ボイラー及びストレージタンクの付属部品は、取り外し・分解・整備・調整(安全弁のみ)・組立・復元作業を実施するものとする。
- (3) ボイラー本体水部及びストレージタンクは、錆スケール等を除去し、ボイラー本体煙管は煤灰等の付着物がないように仕上げるものとする。
- (4) ストレージタンクの伝熱管支持板はスケール等除去後数ミリ程度移動させて固定するものとする。
- (5) ボイラー本体の水部、燃焼室(前部、後部を含む)、煙管、給水ポンプ、煙突下部の整備を実施するものとする。
- (6) ボイラー本体の給水ポンプのグランドパッキンは取替及び調整を実施するものとする。
- (7) ボイラー主弁及びヘッダーバルブの擦りあわせを実施するものとする。
- (8) 本作業に従事する責任者は、ボイラー整備士免許を有するものとする。
- (9) 分解・整備・調整・仕上げは監督官側の指定した日に実施するものとする。また、煙突下部の整備は、作業期間内に実施するものとする。
- (10) 本作業において発生した廃棄物等は、請負業者責任のもと適切に処分するものとする。
- (11) 整備内容及び作業工程等について、事前に監督官と調整するものとする。
- (12) 作業中は安全装備としてヘルメット、手袋、マスク、保護メガネ、安全帯等作業箇所及び場所に適した物を必ず装備するものとする。